

介護と認知症、ふたつに備えるコースの保険
人生100年時代に安心な毎日を。

介護マスコットキャラクター
「かいごん」

認知症マスコットキャラクター
「なっちー」

コープの

更新
型

介護・認知症保険

医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)等セット団体総合保険

団体割引

28.51%適用

新登場の認知症プランも
団体割引でお得に加入できます!

新規加入対象年齢

介護プラン 0歳~満79歳

認知症プラン 18歳~満79歳

継続 満89歳まで

生協組合員と **ご家族** の介護・認知症保障

WEB申込はコチラ!



「自分の介護は…」

家族に負担をかけないために。

「介護はお金かかりそう…」

介護費用の補償で安心して介護準備を。

「認知症も不安…」

新登場の認知症プランで費用面の備えを。

介護一時金

500万円
コース

傷害死亡保険金100万円
(天災危険補償特約セット)

＼お手ごろな保険料!／

月払 保険料 900円

団体 契約で 28.51%の割引率

被保険者 満55~59歳
の場合

公的介護保険の要介護2~5認定の場合、または損保ジャパンが定める
所定の要介護状態に該当し30日を超えて継続した場合にお支払い!

新規加入 0歳~満79歳まで 加入OK!
交通事故で要介護になった場合も給付

継続 満89歳まで

様々な介護にかかる費用として
まとまったお金で受け取れる一時金をお使いいただけます。

初期平均費用

74万円

介護用
ベッド購入
(注)

住宅改造

月々の平均費用
8.3万円

介護平均費用 介護平均期間
581万円 5年1か月

通院までの
交通費や
付き添い介助

通所リハビリ
テーション

訪問介護
入浴や食事

(注)介護保険でベッドなどの福祉用具をレンタルすることも可能です。
※過去3年間に介護経験がある人への調査 ※生命保険文化センター「2021年度生命保険に関する全国実態調査」を参考に作成

認知症一時金

100万円
コース

月払 保険料 590円

団体 契約で 28.51%の割引率

被保険者 満55~59歳
の場合

医師によってはじめて認知症と診断確定された
場合に一時金をお支払い!

新規加入 18歳~満79歳まで 加入OK!

継続 満89歳まで

認知症になった場合に

・専門医での継続診療等 医療費年額 **47.5万円**

・投薬治療年額 **90万円** (3割負担)

高額療養費制度適用で **14.4万円**

大手A社の家事・見守り費用:

平日2時間 **1.1万円**

週1回、年間(50週)で **55万円**

損保ジャパン調べ (2025年7月7日現在)

ふたつの備えで大きな安心

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

お問い合わせはお気軽にどうぞ!

【取扱代理店】有限会社あいづ協同サービス
〒966-0818 福島県喜多方市2-4669-2

TEL.0120-957-365

◆引受保険会社/損害保険ジャパン株式会社 福島支店 会津支社
〒965-0024 福島県会津若松市白虎町225番地 NX会津ビル3F
TEL.050-3788-1351

コースの
介護・認知症保険について、
動画でもご確認
いただけます!



〈団体保険契約者〉日本コープ共済生活協同組合連合会



公的介護保険についてご存知ですか？

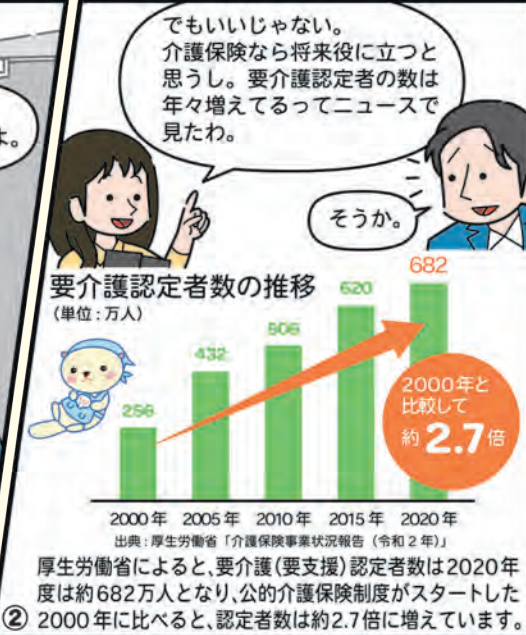
給料日

ただいま。ふう…

手取り…減っちゃったよ。

そういえば、40歳になったら公的介護保険の負担が始まるんだっけよ。

①



そして…

事故発生

③

良かった！目が覚めたのね。3日も意識がなかったから心配したのよ。

そんなに寝てたのか。ごめん。

後遺障害が残るかもしれないからあなたはハビリに、専念してね。私は退院にそなえて準備するから。

④

介護の初期費用は234万円あると安心というデータがあるみたい。結構かかるのね。

手すり 1万円～

車イス電動式 30万円～

特殊寝台 15万円～

【生命保険文化センター
⑤「介護保障ガイド」2021年7月改訂版】

でもさ、公的介護保険に入っているから安心だね。いくらもらえるか確認してみよう！

そうね！

⑥

ちょっと待つんじゃ。

介護にはベッドや車イス、家の改築など生活するための準備が必要じゃが、これらの初期費用は原則自己負担なんじゃよ。

公的介護保険のポイントを見てみよう

- 1 居住費や食事は原則全額自己負担
- 2 介護サービスについても要介護度によって、給付を受ける限度額が決まっている。
- 3 公的介護保険の対象とならない場合や対象となっても自己負担が発生する。

もう1つ、忘れないでくれ。
公的介護保険は現金支給じゃなくて、**介護サービスの給付が原則**なんじゃ。

⑦

40～64歳の方の公的介護保険の給付には「**16種類の特定疾病が原因**」という条件が必要です。

※ 65歳以上の方には条件はありません。

えっ！じゃあ私たちのような交通事故の場合は…？

残念ながら対象外じゃな。

⑧

「公的介護保険」の給付対象者は？

●がん(自宅などで療養中のがん末期)	●脊柱管狭窄症
●関節リウマチ	●早老症(ウェルナー症候群等)
●筋萎縮性側索硬化症(ALS)	●多系統萎縮症(シャイドレーガー症候群等)
●後縦靱帯骨化症	●糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
●骨折を伴う骨粗鬆症	●脳血管疾患
●初老期における認知症(アルツハイマー型認知症・脳血管性認知症等)	●閉塞性動脈硬化症
●進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)	●慢性閉塞性肺疾患(肺気腫・慢性気管支炎等)
●脊髄小脳変性症	●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【生命保険文化センター「介護保障ガイド」2021年7月改訂版】

生協では組合員向けに一時金を受け取れる**介護保険**を用意しておるんじゃ。生協の団体契約での割引もあるから備えておくことが大切じゃよ。

…とこうならないように！

⑨

ご加入者様の声

もしもの時、この金額の一時金を受け取れて、この月々の保険料であれば負担が少なくお手頃だと思いました。

57歳男性

母親の介護をしていて、お金がかかることや体力的な大変さを感じるため、子どもに同じような大変な思いをさせないように加入しました。

70歳女性

公的介護保険は40～64歳は特定疾病が原因のときしか給付を受けられないので、民間の介護保険を探して加入しました。

43歳女性

⑩

医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)等セット団体総合保険

使用期限	令和8年10月15日
------	------------

◆中途加入も
できます。

- ※重要事項説明書をダウンロードし確認して申込をしてください。
- ※二次元コードから確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。
- ※毎年更新の際にも更新案内に記載の二次元コードにて確認してください。

申込人（加入者）および被保険者は、当該加入依頼書兼告知書に掲載の二次元コードにより重要事項説明の交付を受けることを承諾の上、ダウンロードを行い、商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入動向提示および説明資料で重要事項（「契約概要」「意味合い」を含む）および個人情報のご取扱いについて本書記載の加入者以外の者（被保険者等）より必要とした同意を得たうえで、日本ユニセフ株式会社と合連会社とが契約する、団体医療保険（医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、施設退院維持特約等）と団体被保険（後）へ加入を依頼します。

太枠内の項目をみれなくご記入ください。赤枠内は告知に関する項目のため必ず自署でご記入ください。

訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正はできません。

【重要】1. ★の項目は「告知事項」です。記入内容が事実と相違した場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので正確にご記入ください。2. 告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合があることで、あらかじめご了承ください。告知していたにたいに内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ保管してください。告知していたにたいに内容をご確認された場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。申込人（加入者）ご本人以外の家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族）が本人が加入されるご家族に代わって、申込人（加入者）が本人が加入されるご家族の健康状態を確認すること、ご記入、ご署名ください。

(注) 年齢とは補償開始日時点の満年齢になります。

※この告知書は加入依頼書兼告知書の一部となります。コープの介護・認知症保険の加入に際しては、必ず加入依頼書と告知書をあわせてご記入ください。

合計月払保険料	円	合計即時追加保険料	円	(※1) 加入コースは現在契約中の他の介護・認知症保険等を合算して下記の限度額を超えない範囲で選択ください。 【介護プラン：700万円 認知症プラン：700万円】合算対象となる他の保険についてはP4をご確認ください。 (※2) 「他の保険契約」とは、「傷害保険（死亡保険金） 介護保険、認知症保険」などの保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険、共済契約を言います。ただし、傷害保険（死亡保険金）は5千万円を超える場合のみ記入ください。 本告知事項は、私が自ら記入したものであり、事実と相違ありません。事実と相違していた場合は契約が解除となったり、保険金の支払いを受けられなくなったりしても異議を申し立てません。加入時における告知事項（告知書・告知書添付書類）の内容について確認し、同意し、ならびに募集文書に記載の「告知書の個人情報の取扱いに関する事項」を確認し、損保ジャパンが必要となる範囲において個人情報取得・利用・提供することに、申込人（加入者）、告知者、被保険者ともに同意します。	バックオフィス使用欄
542	円	056	円		108① 109②
523	生 協 コード 1250008	生 協 名	生協使用欄		社 内 欄
524	事業所コード	事 業 所 名	代理店記入欄	この保険	前頁続き 受取人
			受付日 担当者名	受付日 補償開始日 受付者 受付連番	520 527 517
			年 月 日	年 月 日 8年 月 1日	⑨ ① ⑨

保険会社キリトリ

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたいので、下記預金口座振替規定条項を確約の上依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

収納企業名	三菱UFJニコス株式会社(NICOS)	金融機関コード					支店コード			
-------	---------------------	---------	--	--	--	--	-------	--	--	--

振替日・払込日	27日（休業日の場合はその翌営業日）	下届	
---------	--------------------	----	--

押し直し専用

届出印・サイン不要で登録した口座の場合は
下記□にチェックのうえ、サインしてください。

☐

金 融 機 関 使 用 欄	検 印
	印鑑照合
	受 付 印

取扱店日附

- 担当者キリトリ -

受付控え

※この「受付控え」は、加入者カードをお届けするまで大切に保管してください。

3	様	申込人(加入者)氏名	被保険者1	介護 プラン	500	300	200	100	万円 コース	認知症 プラン	200	100	万円 コース	加入依頼書兼告知書受付日	事業所名	担当者名
		被保険者2	介護 プラン	500	300	200	100	万円 コース	認知症 プラン	200	100	万円 コース	年 月 日			

保険金をお支払いする場合

【介護プランにご加入の場合】保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかとなった場合、所定の介護一時金をお支払いします。

①公的介護保険制度の要介護2から5の認定を受けた場合

②損保ジャパン所定の要介護状態（公的介護保険制度における要介護2から5の状態が目安）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合

年齢別の対象範囲

被保険者の年齢	①公的介護保険制度の要介護2から5の認定	②損保ジャパン所定の要介護状態
40歳未満	対象外（40歳未満は公的介護保険制度の対象外）	
40～64歳以下	要介護状態になった原因は加齢に伴う特定疾病（16種類）に限定	年齢・要介護状態になった原因を問わず対象（交通事故なども対象）
65歳以上	要介護状態になった原因を問わず対象（交通事故なども対象）	

※損保ジャパン所定の要介護状態の詳細については取扱代理店・損保ジャパンまでお問い合わせください。

【認知症プランにご加入の場合】保険期間中に、**初めて医師によって認知症と診断確定**された場合に所定の認知症診断一時金をお支払いします。※軽度認知障害は対象外です。

加入依頼書兼告知書記入時、ご確認ください

ご家族の告知について

■ご家族※の「健康状態に関する告知」は、申込人（加入者）がご家族に代わって、ご記入・ご署名ください。
※申込人（加入者）の
①配偶者（同居・別居とも）
②子ども（同居・別居とも）
③両親（同居・別居とも）
④兄弟姉妹（同居・別居とも）
⑤①～④以外の親族（同居のみ）

被保険者追加とは

すでにご加入の契約に、新たに被保険者を追加する場合のことをいいます。その場合の記入例は下記のとおりです。

被保険者（保険の対象となる方）		(注) 年齢
氏名	ソノボ タロウ	性別
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	①男
年齢	65歳	②女
加入保険料	月額保険料 90,000円	※加入保険料
加入保険料	月額保険料 90,000円	

【特にご注意ください】

- ・「**医師の診察・検査・治療・投薬**」には、入院・手術・投薬をすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。また、がん診断されることを含みます。
- ・「**入院**」には、検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。
- ・「**手術**」には、「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破碎術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。
- ・「**認知症**」とは、正常に発達した知的機能が脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。
- ・「**軽度認知障害**」とは、本人および第三者（家族）から認知機能低下に関する訴えがあり、認知機能は正常ではないが認知症の診断基準を満たさない状態をいいます。

- ・病気を指摘された後、すぐに治療や手術の必要がないため通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象になります。
- ・医師の診断により、予防目的で目薬を点眼することや、薬の処方のみをされている場合も「医師の診察・検査・治療・投薬」に該当し、告知の対象になります。
- ・医師より病状・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中の場合も、告知の対象になります。
- ・再検査、精密検査の結果、異常がなかった場合は、質問事項に「いいえ」とご回答ください。

告知に関する質問事項 ご確認いただき左記告知回答欄に○をしてください。

- ①これまでに、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたことがありますか。(*)
または現在認定を「申請中」ですか。
また、告知日（ご記入日）現在、次のいずれかの行為の際に、頻度を問わず、他人の介助や自分で補助用具（杖などを含みます）。
【歩行・食事・排せつ・入浴・衣類の着脱・公共交通機関を利用するの外出・店での買い物】
（※1）過去に認定を受けたことがあり、現在は認定を受けていない場合も含みます。
- ②-1 告知日（ご記入日）現在、次のいずれかに該当しますか。
【入院中・療養のため就床中（※2）・入院の予定（※3）がある】
（※2）医師の指示による就床を指し、その期間および場所を問いません。
（※3）医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。
- ②-2 告知日（ご記入日）現在、以下に該当しますか。
【今までに、医師により「認知症（軽度認知障害を含みます。）」と診断されたことがある】
（注）疑いの指摘を受けている場合や検査等の結果が判明していない場合を含みます。
- ③告知日（ご記入日）から過去2年以内に、「病状・症状一覧表」に記載の病状・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。
（注）医師より「病状・症状一覧表」に記載の病状・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

<病状・症状一覧表>

がん	悪性新生物 悪性しゅよう 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ腫骨髄異形成症候群 骨髄線維症
上皮内がん	上皮内新生物 CIS CIN3 子宮頸部高度異形成 HSL
脳血管関係の病状	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血・脳血栓）
肝臓の病状	慢性肝炎 肝硬変
腎臓の病状	慢性腎炎 腎不全
気管支・肺の病状	慢性閉塞性肺疾患（COPD） 慢性気管支炎 肺炎腫
心臓関係の病状	心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋炎 心筋症 狭心症 心不全 心肥大 不整脈（期外収縮・洞不全症候群・房室ブロック・脚ブロック・発作性上室性頻拍・心房細動・心房粗動・ペースメーカー埋込）
筋肉・骨の病状	筋ジストロフィー 骨折を伴う骨粗しょう症（※4） 変形性関節症（人工関節置換を含みます。）
眼の病状	緑内障 糖尿病性網膜症 加齢黄斑変性 失明
その他	糖尿病（合併症を含みます。） こうげん病（全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など） リウマチ熱 アルツハイマー病 厚生労働省指定の難病（※5）（指定難病に対する受給者証の交付を受けたことがある場合に限ります。） 精神および行動の障害（統合失調症・気分障害・感情障害・躁うつ病・うつ病・パニック障害・PTSD・適応障害・不安障害・アルコール依存症・薬物依存など） パーキンソン病

（※4）「骨折を伴う骨粗しょう症」とは骨折した時に「骨粗しょう症」になっていた場合を意味します。（単に「骨粗しょう症」と診断された場合は含みません。）

（※5）厚生労働省指定の難病については、厚生労働省ホームページを参照してください。

- ◆保険期間の開始日より前に発生した疾病・傷害などの事由による保険金支払については対象外となる場合があります。詳細は「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと」をご確認ください。
- ◆告知に関するご相談はP8「お客さま告知相談窓口」へご連絡ください。

すべて「いいえ」の場合、ご加入いただけます。

■告知書のご提出が必要な方

- 新規に介護プランまたは認知症プランに加入する方
- 新規に介護プラン・認知症プラン両方に加入する方
- 介護プラン加入済みで認知症プランに追加加入する方
- 認知症プラン加入済みで介護プランに追加加入する方

合算対象の他の介護保険・認知症保険等と保険金額の算出方法

介護補償：「介護補償保険金額」
介護補償（年金払介護）：
「年金払介護補償保険金額」の1年間の年金保険金額
介護保険：「介護一時金額」 介護費用保険「臨時費用保険金額」
認知症保険：「認知症診断一時金額」
認知症保険（治療費用年金払）：
1年間の年間保険金額
保険金額の設定が一時的な年金払い以外の場合：保険金額の合算からは除外してください。
◆保険金額の設定方法にご不明な点がある場合、P8のお客さま告知相談窓口へご相談ください。



【介護・認知症保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降保険始期契約について、新・団体医療保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

新・団体医療保険にご加入の皆さまへ

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）等をセットしたものです。
- 保険契約者：日本コープ共済生活協同組合連合会
- 保険期間：令和8年1月1日午後4時から1年間となります。保険期間の途中での加入の場合はこのかぎりではありません。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入者：生協の組合員または組合員と同一の世帯に属する方
 - 被保険者：①加入者本人 ②左記①の配偶者・ご両親・お子さま・兄弟姉妹（同居、生計を共にする、血族が姻族かは問わない）
 - ③上記①の同居の親族（生計を共にする、血族が姻族かは問わない）
- （新規の場合：介護プラン0歳～79歳、認知症プラン18歳～79歳 継続の場合：両プラン共通：満89歳まで 上記の方が対象となります。）
- お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の生協までご提出ください。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した「ご継続のご案内」に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合（注） 書類のご提出は不要です。
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合（注）	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した書類をご提出いただけます。

- （注）保険始期（令和8年1月1日）時点で満80歳の方で、前年、700万円・500万円コースでご加入されていた場合は、300万円・200万円・100万円コースのいずれかへの変更が必要となります。
「ご継続のご案内」の前年同等内容には300万円コースを打ち出しております。300万円コースで継続加入される場合は、書類のご提出は不要です。200万円・100万円コースで継続加入される場合は、取扱代理店までご連絡ください。認知症プランの場合は保険始期時点で満80歳となった場合は50万円コースで「ご継続のご案内」が作成されます。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。なお、加入スケジュールについてはP8加入の方法に記載しておりますので、ご確認ください。
 - 中途解約：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。なお、解約に際して、返れい金のお支払いはありません。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 - 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

介護一時金

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。
なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。^(※1)
①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※2)
②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※3)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合

- （※1）この場合、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。また、傷害死亡保険金についても、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に解約となります。
- （※2）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。
- （※3）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

【要介護認定を受けた日】被保険者が認定を受けた要介護認定について公的介護保険制度に基づいて申請を行った日をいいます。

認知症一時金

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、保険期間中に、認知症と診断確定された場合は、認知症一時金をお支払いします。
保険金をお支払いした場合、特約^(※)は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

（※）軽度認知障害等一時金支払特約および認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）をいいます。

介護一時金・認知症一時金共通

保険金をお支払いできない主な場合（介護・認知症一時金共通）

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
- ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
- ⑥先天性異常
- ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ⑨地震、噴火またはこれらによる津波 など

【介護一時金】

（注）初年度加入の締結後に保険金のお支払い条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

- ①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金額の額
- ②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金額の額

【認知症一時金】

（注）初年度加入の締結後に保険金のお支払い条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に認知症に該当した場合を除きます。

- ①疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金額の額
- ②被保険者が認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金額の額

【傷害】傷害死亡保険金^{*}

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。

傷害死亡保険金の額＝傷害死亡保険金額の全額

※傷害死亡保険金には「天災危険補償特約」がセットされており、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害死亡に対してはも保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
- ⑤脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥妊娠、出産、早産または流産
- ⑦外科的手術その他の医療処置
- ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

<告知の大切さについての説明>

- 告知書はお客様（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」が掲載されているPDFを右記の二次元コードからダウンロードしていただき、必ずご確認ください。

重要事項等説明書はこちら



重要

★5歳さきみで保険料が変わります。（0～39歳は変わりません）

新規ご加入の場合、保険開始日時点の満年齢の保険料が適用されます。
翌年からの継続にあたっては1月1日時点の満年齢の保険料が適用されます。

【介護医療保険料控除対象】※傷害死亡保険金部分を除きます。（令和7年7月現在）

コース別 保険料

*保険料は男女問わず同額です。

- ▶介護プラン1コースと認知症プラン1コースそれぞれに加入することも可能です。
- ▶介護一時金**500万円**と認知症一時金**200万円**の両方に加入することで合計**700万円**まで加入可能

介護プラン



認知症プラン



保険期間
1年
団体割引
28.51%

被保険者満年齢	介護一時金				認知症一時金		
	500万円コース	300万円コース	200万円コース	100万円コース	200万円コース	100万円コース	50万円コース
全コース傷害死亡保険金100万円(天災危険補償特約セット)込み ※傷害死亡保険金は、事故によりケガをされ死亡された場合にお支払いします。							
月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
0～17歳	80円	70円	60円	50円	—	—	—
18～39歳	80円	70円	60円	50円	800円	400円	—
40～44歳	130円	90円	80円	60円	800円	400円	—
45～49歳	250円	170円	130円	90円	800円	400円	—
50～54歳	450円	290円	210円	130円	800円	400円	—
55～59歳	900円	560円	390円	220円	1,170円	590円	—
60～64歳	1,750円	1,070円	730円	390円	1,620円	810円	—
65～69歳	2,960円	1,800円	1,210円	630円	2,610円	1,310円	—
70～74歳	6,240円	3,760円	2,520円	1,280円	5,290円	2,650円	—
75～79歳	13,050円	7,850円	5,250円	2,650円	10,410円	5,210円	—
80～84歳	—	15,750円	10,510円	5,280円	—	—	4,820円
85～89歳	—	29,360円	19,590円	9,820円	—	—	8,230円

ご継続時のコース変更について

- コース変更は更新時（毎年1月1日）のみとなります。コース変更時の保険料は1月1日時点の満年齢が適用されます。
- 介護一時金または認知症一時金の額が減額となるコースに変更する場合は、告知なしで継続できます。
- 介護一時金または認知症一時金の額が増額となるコースに変更する場合は、新たな告知が必要です。

【介護プランの場合】

- 新規加入可能年齢：0～満79歳まで。（満89歳まで継続可能です。）満80歳以上は300万円コース以下でのご継続となります。

【認知症プランの場合】

- 新規加入可能年齢：満18～満79歳まで。（満89歳まで継続可能です。）満80歳以上は50万円コースでのご継続となります。

【介護・認知症プラン共通】

- 新規加入時の保険料は保険開始日時点の満年齢が適用されます。
- 保険は1年更新です。5歳ごとに保険料が変わります。（更新時の保険料は、毎年1月1日時点の満年齢の保険料が適用されます。）
- 解約返れい金はありません。
- 介護・認知症プランそれぞれに1コースずつ加入可能です。プラン毎に複数のコースへの加入はできません。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

79歳まで

新規加入できます！

組合員さまの親御さまも加入しやすく（継続は満89歳まで）

もし介護が必要になったら？

介護や認知症リスクの高まる70～80代の子ども世代はちょうど動き盛りの場合が多く、万が一親の介護が必要となった場合、仕事、家庭と介護の両立は大きな課題となってきます。コープの介護・認知症保険は、遠方にお住まいの別居の親御さまにもご加入いただけます。

公的介護保険の対象とならない

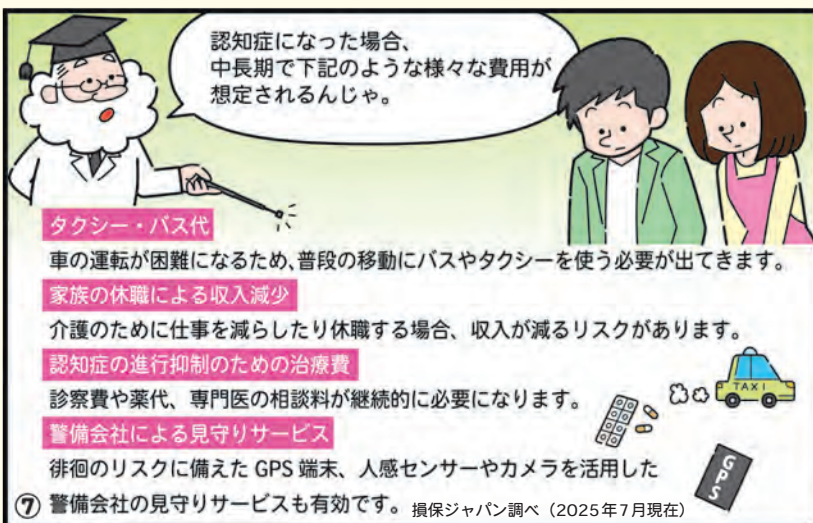
40歳未満の方も

加入できます！

- 公的介護保険では、40歳未満の方は対象になりません。
- 月払保険料80円（介護一時金500万円コース）とお手頃な保険料。
- 組合員の**お子さま**など40歳未満の方も追加で加入しませんか。



もしも親が認知症になったら



加入の方法

加入依頼書兼告知書の提出

- 告知していただいた内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ、保管してください。
- 告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

毎月の締切日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険の開始日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の引き落とし

右のスケジュール一覧をご確認ください。登録された口座より引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

加入者カードの送付

加入者カードは大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

契約継続時の取扱い

既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書兼告知書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、この告知書に記載された個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①および②、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。

- ① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者は外国にある事業者等を含みます。
- ② 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国

スケジュール一覧

①	②	③	④
加入依頼書兼告知書提出締切日 毎月15日	保険開始日 ①の翌々月1日	第1回 保険料引き落とし日 ②の当月27日	契約更改日 翌年1月1日

【保険料の自動引き落としができなかった場合】

- 初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としできなかった場合は、申込みは無効となります。
- 第2回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2か月連続して引き落としできなかった場合は、最終保険料引落月の翌月1日に保険契約は失効となります。

【契約の変更や解約をしたい場合】

加入窓口までご連絡ください。

【生協を脱退する場合】

このコープの介護・認知症保険は生協組合員を対象とした制度のため、コープの介護・認知症保険も脱退の手続きをさせていただきます。

内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に準い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、募集文書掲載の取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 - ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

もう一度
ご確認ください。



お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店・引受保険会社 ●保険商品の内容全般や補償内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●取扱代理店

有限会社あいづ協同サービス

〒966-0818 福島県喜多方市2-4669-2

TEL 0120-957-365 : FAX 0241-22-0865

（受付時間：月曜日～土曜日の午前9時から午後6時まで 定休/日曜日）

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 福島支店 会津支社

〒965-0024 福島県会津若松市白虎町225番地 NX会津ビル3F

TEL 050-3788-1351 : FAX 0242-24-6126

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●お客さま告知相談窓口

ご加入をご検討される際の告知に関するご相談は右記の電話番号までご連絡ください。

TEL: 0120-101-591

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日を除きます。）
※告知以外のご相談（補償内容、加入依頼書兼告知書の記入の方法等）は、取扱代理店までご連絡ください。

●保険金請求に関するお問い合わせ窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター

TEL: 0120-727-110 ◆受付時間 24時間365日

●損保ジャパンへの相談・苦情窓口 損保ジャパンへの相談・苦情に関しては下記のカスタマーセンターまでご連絡ください。

損保ジャパン カスタマーセンター：TEL: 0120-888-089

受付時間：平日 午前9時から午後8時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日までは休業）

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
<損保ジャパン公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料）（受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始は休業。詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>））

募集文書作成部署 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 050-3808-5528

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

●ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。